

～ 第4種踏切道において、列車と踏切通行者が衝突し、同通行者が死亡 ～

鉄道事業者名：上信電鉄株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和3年12月30日 10時53分ごろ

発生場所：群馬県富岡市

上信線 東富岡駅～上^{じょうしゅう}州富岡駅間（単線）

栖雲寺踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

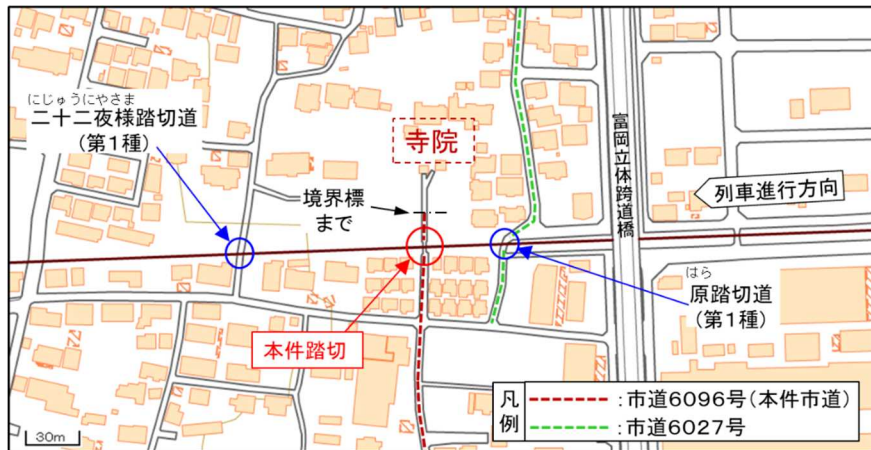
高崎駅起点19k628m付近

<概要>

上信電鉄株式会社の高崎駅^{しもにた}発下仁田駅行きの下り第19列車の運転士は、令和3年12月30日（木）、東富岡駅～上州富岡駅間を走行中、栖雲寺踏切道（第4種踏切道）にしゃがみ込んでいる通行者を認め、非常ブレーキを使用し、気笛を吹鳴したが、列車は同通行者と衝突した。

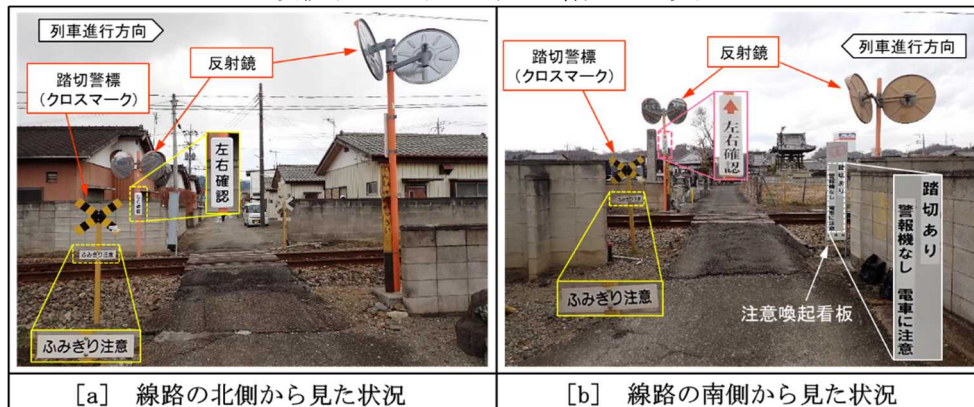
この事故により、同通行者が死亡した。

<事故現場付近略図>

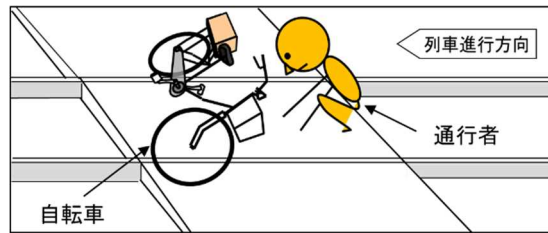


※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土web）を使用して作成

<接続する道路から見た踏切道の状況>



<運転士の口述に基づいたイメージ>



※ この図は、事故時点の状況を基に大まかな配置を示したものであり、正確な縮尺、大小、位置関係にはなっていない。

<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である栖雲寺踏切道に進入した通行者及び自転車が停滞していたため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。

同通行者が同踏切道で停滞していた理由については、自転車が同踏切道内で横倒しになり同通行者が何らかの行為に意識を集中して列車の接近に気付かなかった可能性、又は何らかの要因で体を動かすことができなかった可能性が考えられるが、同通行者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。本件踏切は、過去に発生した事故を受けて本件踏切を廃止する方向で検討したが、廃止の合意には至らなかった。しかしながら、そのような状況であっても、**実際に事故が発生していることから、鉄道事業者、道路管理者、周辺の土地の管理者、地域住民等の関係者は踏切道の廃止等に向けた協議を進め、可及的速やかに具体的な取組を実施することが必要である**と考えられる。

また、第4種踏切道と寺院の境内を通り市道から別の市道へ通り抜けができる状況となっているものの**近くに回り道となる第1種踏切道があることから、具体的な取組を実施するまでの間、第4種踏切道を使用しての通り抜けを防止することが望ましい**。

一方、本事故は、踏切道で列車に対して背中を向けて停滞している通行者に列車が衝突したことにより発生した。踏切通行者は、踏切内では停滞することなく通過する必要がある。事業者は踏切通行者の安全かつ円滑な通行を確保するため踏切内の舗装を良好に維持するなど、当面の間の管理は必要である。

なお、**鉄道事業者、道路管理者等の関係者は協力し、できる限り第4種踏切道の通行を避けることが事故の減少につながることを啓発活動等によって注意喚起することが望ましい**。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、](http://www.mlit.go.jp/jtsb)
[鉄道事故調査報告書をご覧ください。](#)